舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

提出者	舞鶴市議会議員	鯛		慶	_
賛成者	同	杉	島	久	敏
	同	石	束	悦	子
	同	尾	関	善	之
	同	田	畑	篤	子
	同	田	村	優	樹

人工内耳用材料への医療保険適用の改善に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

人工内耳用材料への医療保険適用の改善に関する意見書

人工内耳は、手術によって耳の奥に埋め込む体内機(インプラント)と音をマイクで拾って耳内の受信装置に送る体外機(スピーチプロセッサ)からなっており、補聴器では十分な装用効果が得られない重度の聴覚障害児(者)の唯一の聴覚獲得法です。

人工内耳の装用により、難聴の乳幼児にとっては健聴児と同様の言語発達や 学力向上への寄与が、加齢性難聴の高齢者にとっては認知症、うつ病及び運動 機能低下のリスクの軽減とともに、将来的な医療費及び介護費増大リスクの軽 減への寄与が見込まれます。

現在、補聴器及び離れた場所からの音声を補聴する人工内耳用FM送受信機 (補助用具)の購入、買換え及び修理については、補装具費支給制度の対象と なり、費用の9割相当額が原則公費から支給されますが、人工内耳の体内機及 び体外機については、支給対象となっておりません。

人工内耳は、初回の手術に要する費用等については医療保険が適用されますが、保証期間経過後の修理等の維持管理、更新に要する費用については、全額自己負担となっており、装用児(者)の大きな経済負担となっています。

人工内耳手術は、早期に行うほど効果があることから、今後ますます人工内 耳装用児(者)が増えていくと予想されます。

よって、国におかれては、保証期間を超えた場合の「人工内耳用音声信号処理装置」の買換え、機器の修理、消耗品などについて医療保険を適用するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月26日

衆議院議長大島理 森様 参議院議長 山 子様 東昭 内閣総理大臣 安 倍 晋 三様 内閣官房長官 菅 偉 様 義 財務大臣麻 生太 郎様 総務大臣 苗様 高 市早 厚生労働大臣 加 藤 勝 信様